

松戸市病院事業制限付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

松戸市立総合医療センター 事務局 管財課

次のとおり制限付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び松戸市病院事業会計規程（昭和43年松戸市病院事業規程第5号）第93条の規定により公告する。

記

- 1 事業名称 松戸市立総合医療センター看護師寮ほか1箇所解体工事に伴う周辺家屋事前調査業務委託
- 2 事業場所 松戸市上本郷3891番地外
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日
- 4 事業概要 松戸市立総合医療センター看護師寮及び上本郷第2医師住宅の解体工事に伴う周辺家屋の事前調査
- 5 予定価格 10,440,000円(税抜) 11,484,000円(税込)
- 6 最低制限価格 8,352,000円(税抜) 9,187,200円(税込)
※算定方法「21 最低制限価格の算定方法」参照のこと
(松戸市病院事業工事関連業務委託最低制限価格取扱要綱)
- 7 事業担当部課 松戸市立総合医療センター 事務局 管財課
担当課長名 高橋 孝幸
連絡先：047-712-0756

8 事業所の適正化に向けて

- (1) 入札に係る契約を締結するに足る能力を有していること。
- (2) 業を営むにあたり、当然に必要とされる外観及び設備を有していること。
- (3) 業務履行中のトラブルの対処に係る能力及び体制が整っていること。
- (4) その他

ア 事業実態の調査・確認をさせていただくことがあります。なお、事業所の営業活動の実態等が適正でないと明らかになった場合には、契約を解除もしくは入札参加資格を抹消することがあります。

イ 誓約書の提出について

事業所の適正化について、指定の誓約書を提出すること。

9 入札参加資格要件

- (1) 令和8・9年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載され、測量・コンサルタント部門の「補償：事業損失」、「補償：補償関連」及び「補償：総合補償」すべてに登録があること。
- (2) 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 千葉県内に本店を有すること。
- (4) 主任技術者は次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 補償業務管理士（事業損失部門及び補償関連部門及び総合補償部門のうち2部門以上）の資格を有する者
 - イ 直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）である者
- (5) 過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した家屋等調査業務の履行実績を有すること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当する者は入札に参加できないものとする。
 - ア 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の開札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - エ 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - カ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合において、その組合等の構成員になっている者
 - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

10 申請に関する事項

入札参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請期間

公告の日から令和8年9月1日まで

（土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律

第187号))を除く。)

(2) 申請時間

午前9時から午後5時まで（最終日は午前11時まで）

(3) 提出場所

〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀993番地の1

松戸市立総合医療センター事務局管財課（敷地東側現場事務所内）

(4) 提出書類

ア 松戸市病院事業制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書（指定用紙）

イ 事業所の適正化に向けた誓約書（指定用紙）

ウ 特定関係調書（指定用紙）

※指定用紙は松戸市病院事業ホームページからダウンロードすること。

(<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/nyusatsukeiyaku/index.html>)

エ 配置予定技術者の資格証等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）を示す書類（※）

（※）原則として、公的機関が発行した次のいずれかの書類の写しを提出すること。健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書、雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書、登記事項証明書の役員名簿欄、監理技術者資格者証

出向者を技術者として配置する場合は、以下の全ての条件を満たすこと。

- ・健康保険被保険者証等により、出向社員と出向元の会社との間の雇用関係が確認できること。
- ・出向であることを証する書類（出向契約書等）により、出向社員と出向先の会社との間に3か月以上の雇用関係が存在することが確認できること。
- ・書類により、出向元会社と出向先会社が会社法上の親子会社であることが確認できること。

オ 実績を証する契約書の写し並びに仕様書及び設計書で概要の解る記載部分の写し又は日本建設情報総合センターが運営する業務実績情報システムの登録内容確認書

カ その他入札参加資格要件を満たすことを証明するために必要と認める書類

キ 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、参加申し込み締め切り日時点において納期到来分が未納となっていない事実がわかる以下の納税証明書の写しを提出すること。

- ・法人市民税（法人の場合）：直近1事業年度分
- ・市県民税（個人事業主の場合）：直近1年度（令和7年度）分

- ・固定資産税（課税されている場合のみ）：直近１年度（令和７年度）分
※松戸市税の滞納がある場合、入札参加の申請はできない。

（５） 提出部数 １部

１１ 競争参加資格確認通知

資格審査結果については、令和８年９月８日に通知する。ただし、当該競争参加資格確認通知は、入札参加資格があると仮定して送付するものであり、正式な入札参加の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。

１２ 契約条項等を示す場所

（１） 契約書案及び設計図書等を示す場所

松戸市病院事業ホームページ

(<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/nyusatsukeiyaku/index.html>)

（２） 設計図書等を示す期間

令和８年８月２５日 午前９時から

入札参加申請期限日 午前１１時まで

（３） 設計図書等の入手方法

松戸市病院事業ホームページからダウンロードすること。

（４） 設計図書等に関する質疑方法

設計図書等に関し質疑のある場合は、下記により質疑を提出すること。なお、質疑がない場合であっても電子メールのアドレスを書き質疑提出先メールアドレスまで送信すること。

ア 質疑提出期間

令和８年８月２５日 午前９時から

令和８年９月１日 午後５時まで

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市立総合医療センター 事務局 管財課

mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp

ウ 質疑回答日

令和８年９月８日までに回答する。

（質疑がない場合は回答しない。）

１３ 入札手続等

本事業の入札は郵便入札とし、入札参加資格者の立会いを求めず、当該入札に関係のない職員を入札立会人に指定して入札を執行する。

（１） 開札日時 令和８年９月１６日 午前１０時

（２） 開札場所 松戸市立総合医療センター３階 入札室

（３） 郵送及び持参場所

松戸市立総合医療センター事務局管財課（敷地東側現場事務所内）

※郵送及び持参ともに提出期限は、令和8年9月15日 午後3時まで
※郵送の場合、一般書留郵便、簡易書留郵便もしくは特定記録郵便で郵送とする。

※直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第187号））を除く。

1.4 入札保証金

入札に参加する者の見積もる契約金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者が本事業の公告の日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 本事業の公告日前日から過去10年以内において本事業と同種の公共事業を1件以上誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

1.5 支払条件

- (1) 委託料の支払い方法は、業務完了検査合格後支払うものとする。
- (2) 前払金 有（申し出により、契約金額の30%以内で支払う。）ただし、請負金額が300万円以上の場合に限る。
- (3) 部分払 無

1.6 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1.7 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上の額を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に松戸市病院事業を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、本事業の契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、本事業の契約が契約金額300万円以上の請負金額（工事又は製造の請負金額にあっては、500万円以上）である場合

は、この限りでない。

※公告日前日から過去2年間に同種で同規模以上の公共事業を履行した実績を証する書類の写し（契約書の当該部分、事業内容の記載部分）を添付すること。

- (3) 契約の相手方が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

18 入札の中止

- (1) 入札の執行は、松戸市病院事業の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとする。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとする。

19 入札の無効

松戸市病院事業会計規程第99条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人若しくは復代理人を兼ね、又は2人以上の代理人若しくは復代理人となった者のした入札
- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 予定価格を超える入札
- (5) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (6) 明らかに連合であると認められる入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

20 落札者の決定

- (1) 本事業の入札は事後審査型であり、最低制限価格を設けているので、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者である場合に落札者とする。また、最低制限価格を下回った入札をした者は失格とする。
- (2) 2人以上の者が、落札価格とすべき同一価格の入札をした場合においては、くじにより落札者を決定する。

- (3) 落札候補者に関する通知は、「保留通知書」を送付して行う。
- (4) 落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に提出された書類に基づいて行う。ただし、入札参加申請時に提出できなかった書類がある場合、又は記載内容に変更がある場合は、落札候補者は開札日の翌日（休祝日を除く。）の午後5時までに当該書類を管財課まで再提出することができる。

2 1 最低制限価格の算定方法

最低制限価格の基準割合は、予定価格算出の基礎となる金額を次の各号に掲げる割合で積算し合計額を求め、消費税及び地方消費税を加算した額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、土木関係の建設コンサルタント業務については、その割合が100分の81を超える場合にあっては100分の81、100分の60に満たない場合にあっては100分の60、建築関係の建設コンサルタント業務については、その割合が100分の81を超える場合にあっては100分の81、100分の60に満たない場合にあっては100分の60、測量については、その割合が100分の82を超える場合にあっては100分の82、100分の60に満たない場合にあっては100分の60、地質調査については、その割合が100分の85を超える場合にあっては100分の85、100分の66.6に満たない場合にあっては100分の66.6、補償関係コンサルタント業務については100分の81を超える場合にあっては100分の81、100分の60に満たない場合にあっては100分の60とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 直接経費の額
- (3) その他原価の90%の額
- (4) 一般管理費等の50%の額

2 2 落札価格の決定

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

2 3 入札に係る問い合わせ先

松戸市立総合医療センター 事務局 管財課 施設班

担当者 わたなべ 渡部 ゆうき 優樹、やまかわ 山川 たかまさ 貴匡

電話番号 047-712-0756

FAX 047-712-2553